

わかやまけん ふとうこうじどうせいと きょういくきかい かくほ  
和歌山県不登校児童生徒の教育機会の確保のための

せさく すいしん かん じょうれい たいせつ かんが かつ  
施策の推進に関する条例で大切にしたい考え方

ふとうこうじどうせいと きょういくきかい かくほ かん とりくみ おこな  
不登校児童生徒の教育機会の確保に関する取組を行うときに、4  
つのかんが かつ たいせつ  
考え方を大切にします。

① すべ じどうせいと あんしん きょういく う がっこう  
全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校におけ  
るかんきょう かくほ ほか  
環境の確保が図られるようにします。

② じどうせいと しゅたいせい そんちょう ふとうこうじどうせいと しょうらい しゃかいてきじ  
児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒の将来の社会的自  
立つめざ  
立を自指します。

③ ふとうこうじどうせいと ひとりひとり じょうきょう おう たよう がくしゅうかつどう  
不登校児童生徒の一人一人の状況に応じた多様な学習活動を  
みと しえん  
認めて支援します。

④ ①から③までのこうもく けん しちょうそん がっこう じどうせいと ほごしゃ  
①から③までの項目が、県、市町村、学校、児童生徒の保護者  
およびそのた かんけいしゃ たが みっせつ れんけい おこな  
およびその他の関係者が互いに密接に連携して行うようにします。